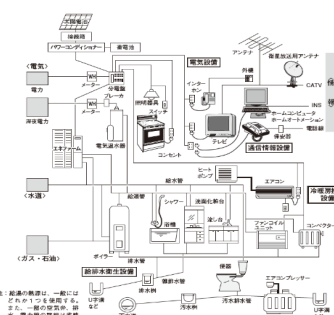
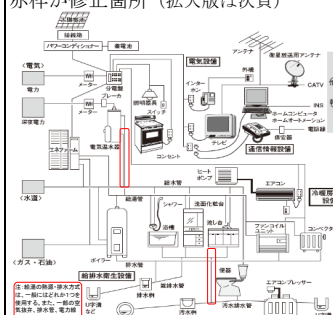


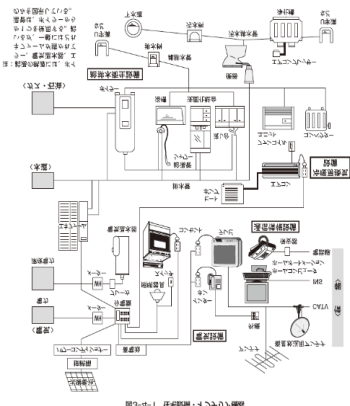
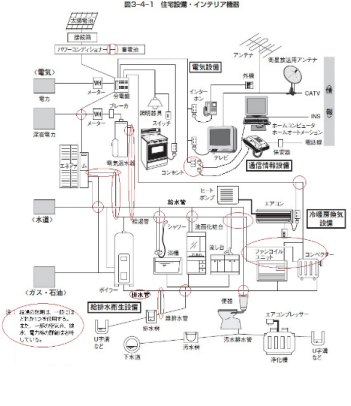
〔改訂二版〕 キッチンスペシャリストハンドブック正誤表 一括化版

◇適用ハンドブック：改訂二版2刷（2018.11.20発行）

更新日 2020/10/5

頁	行・図表番号	誤	正	正誤表発行日	適用HB
17	左上から9行目	2015年9兆5209億円	2015年6兆5629億円	2020/10/5	1～2
17	左上から9行目	世界で4番目	世界で6番目	2020/10/5	1～2
17	左上から10行目	世界最大の農産物純輸入国	世界有数の農産物純輸入国	2020/10/5	1～2
40	左上から4行目	1965年に始まる	1966年に始まる	2020/10/5	1～2
77	右上から13行目	高齢者人口の割合が7%以上を高齡化社会、21%以上を超高齡社会と言う。	高齢化率が7%を超えると高齡化社会、14%を超えると高齡社会、21%を超えると超高齡社会という。	2020/10/5	1～2
81	図2-2-11	図2-2-11 作業点とワークトップの高さ H=身長155cmの場合の実際の「切る」作業点の高さ。 h=身長155cmの場合のJIS規格のワークトップの高さ。 () 内は、165cmの場合。	図2-2-11 作業点とワークトップの高さ H=身長155cmの場合の実際の「切る」作業点の高さ。 h=身長155cmの場合のJIS規格のワークトップの高さ。 () 内は、165cmの場合。	2020/10/5	1～2
81	左下から3行目	これが作業面の高さになる。スリッパ履き等を	改行した これが作業面の高さになる。 スリッパ履き等を	2020/10/5	1～2
94	図2-2-27	囲み4人席	タデ寸法 2400 とした 囲み4人席	2020/10/5	1～2
96	左下から7行目	を100倍、1000倍にする必要がある。	を10倍、100倍にする必要がある。	2020/10/5	1～2
132	右下から7行目	キッチントライアングルに	ワークトライアングルに	2020/10/5	1～2
137	左下から10行目	下の台座（ベースプレート）はビスで扉に固定し、上の台座（カバープレート）は、カップでビスによりボックスの側板に固定され、上下のプレートはネジで上下・左右・前後（奥行）の3方向にスライドして、ボックスと扉の位置が調整される。	下の台座（ベースプレート）はビスでボックスの側板に固定し、上の台座（カバープレート）は、カップでビスにより扉に固定され、2つのプレートはネジで上下・左右・前後（奥行）の3方向にスライドして、ボックスと扉の位置が調整される。	2020/10/5	1～2
145	右上から5行目	ベースキャビネット用、	フロアキャビネット用、	2020/10/5	1～2
146	右下から18行目	1) 床下収納庫キッチンの床に組み込む収納で、主として一戸建住宅で使用される。使用頻度が低いものの収納に使用される。	1)は削除。 2)以降の項目番号は、「1)」を削除したことで1ずつ繰り上がる。	2020/10/5	1～2
146	右下から18行目	1) 床下収納庫 キッチンの床に組み込む収納で、主として一戸建住宅で使用される。使用頻度が低いものの収納に使用される。	1) を削除	2020/10/5	1～2
146	右下から14行目	2) 洗濯機・乾燥機	1) 洗濯機・乾燥機	2020/10/5	1～2
146	右下から11行目	3) 給湯機器	2) 給湯機器	2020/10/5	1～2
146	右下から8行目	4) 冷暖機器	3) 冷暖機器	2020/10/5	1～2
146	右下から4行目	5) その他	4) その他	2020/10/5	1～2

頁	行・図表番号	誤	正	正誤表発行日	適用HB																																																
166	図3-2-1			2020/10/5	1～2																																																
168	図3-4-4	直結水道方式 ①直圧直結方式 ②増圧直結方式 ③貯水槽（高置水槽）方式 ④受水槽ポンプ圧送方式	直結給水方式 ①直結直圧方式 ②直結増圧方式 ③受水槽・高知水槽方式 ④受水槽・ポンプ圧送方式	2020/10/5	1～2																																																
204	図4-1-35 中段	ベースキャビネット	フロアキャビネット	2020/10/5	1～2																																																
204	図4-1-35下から2行目	CADでベースキャビネット	CADでフロアキャビネット	2020/10/5	1～2																																																
224	左下から5行目	ベースキャビネット	フロアキャビネット	2020/10/5	1～2																																																
273	右上から3行目	◎申訳ありませんが	◎申し訳ありませんが	2020/10/5	1～2																																																
306	〔表示例〕	1) 商品名:○○○キッチン 2) ○○(株) 3) F☆☆☆☆(下地部分☆☆☆) 4) 住宅部品表示ガイドラインによる 5) ロット番号、製造年月日など 6) 構成材料 <table><thead><tr><th colspan="2">内装仕上部分</th><th colspan="2">下地部分</th></tr><tr><th>ホルムアルデヒド 発散建築材料</th><th>発散区分</th><th>ホルムアルデヒド 発散建築材料</th><th>発散区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>PB</td><td>F☆☆☆☆</td><td>PB</td><td>F☆☆☆☆</td></tr><tr><td>MDF</td><td>F☆☆☆☆</td><td>接着剤</td><td>F☆☆☆☆</td></tr><tr><td>合板</td><td>F☆☆☆☆</td><td></td><td></td></tr><tr><td>接着剤</td><td>F☆☆☆☆</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 7) ○○-○○○○-○○○○(電話番号など)	内装仕上部分		下地部分		ホルムアルデヒド 発散建築材料	発散区分	ホルムアルデヒド 発散建築材料	発散区分	PB	F☆☆☆☆	PB	F☆☆☆☆	MDF	F☆☆☆☆	接着剤	F☆☆☆☆	合板	F☆☆☆☆			接着剤	F☆☆☆☆			1) 商品名:○○○キッチン 2) ○○(株) 3) F☆☆☆☆(下地部分☆☆☆) 4) 住宅部品表示ガイドラインによる 5) ロット番号、製造年月日など 6) 構成材料 <table><thead><tr><th colspan="2">内装仕上部分</th><th colspan="2">下地部分</th></tr><tr><th>ホルムアルデヒド 発散建築材料</th><th>発散区分</th><th>ホルムアルデヒド 発散建築材料</th><th>発散区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>PB</td><td>F☆☆☆☆</td><td>PB</td><td>F☆☆☆☆</td></tr><tr><td>MDF</td><td>F☆☆☆☆</td><td>接着剤</td><td>F☆☆☆☆</td></tr><tr><td>合板</td><td>F☆☆☆☆</td><td></td><td></td></tr><tr><td>接着剤</td><td>F☆☆☆☆</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 7) ○○-○○○○-○○○○(電話番号など)	内装仕上部分		下地部分		ホルムアルデヒド 発散建築材料	発散区分	ホルムアルデヒド 発散建築材料	発散区分	PB	F☆☆☆☆	PB	F☆☆☆☆	MDF	F☆☆☆☆	接着剤	F☆☆☆☆	合板	F☆☆☆☆			接着剤	F☆☆☆☆			2020/10/5	1～2
内装仕上部分		下地部分																																																			
ホルムアルデヒド 発散建築材料	発散区分	ホルムアルデヒド 発散建築材料	発散区分																																																		
PB	F☆☆☆☆	PB	F☆☆☆☆																																																		
MDF	F☆☆☆☆	接着剤	F☆☆☆☆																																																		
合板	F☆☆☆☆																																																				
接着剤	F☆☆☆☆																																																				
内装仕上部分		下地部分																																																			
ホルムアルデヒド 発散建築材料	発散区分	ホルムアルデヒド 発散建築材料	発散区分																																																		
PB	F☆☆☆☆	PB	F☆☆☆☆																																																		
MDF	F☆☆☆☆	接着剤	F☆☆☆☆																																																		
合板	F☆☆☆☆																																																				
接着剤	F☆☆☆☆																																																				
310	右下から5行目	除去 装置を	除去装置を	2020/10/5	1～2																																																
				2020/10/5	1～2																																																

頁	行・図表番号	誤	正	正誤表発行日	適用HB
14	表1-1-7	1. ここでの共働き世帯は	1. ここでの非共働き世帯は、	2018/1/30	1
14	表1-1-7	3. ～65歳以上の無職の世帯員	3. ～65歳以上の有職の世帯員	2018/1/30	1
29	右上から4行目	プレート上の磁性をおびた鍋自体を発熱させる	プレート上の鍋底を透過する磁束（磁力線）を変化させることで生じる渦電流により鍋自体を発熱させる	2018/1/30	1
104	図2-3-10 b)	排気を自然換気	排気を自然排気	2018/1/30	1
104	図2-3-10 c)	給気を自然換気	給気を自然給気	2018/1/30	1
106	右下から10行目	に対する最低必要圧を	に対する最低必要圧力を	2018/1/30	1
109	表2-3-6	室内騒音許容値	室内騒音レベル（許容値）	2018/1/30	1
109	表2-3-6	d B（A）	d B	2018/1/30	1
118	右上から8行目	他のエリアには、不燃材料	他のエリアとの間を、不燃材料	2018/1/30	1
161	左下から9行目	騒音計のA特性で測定された	騒音計で測定された	2018/1/30	1
161	左下から7行目	（d B（A））	（d B）	2018/1/30	1
161	表3-3-6	d B（A）	d B	2018/1/30	1
166	図3-4-1	 図3-4-1 住宅設備・インテリア機能	赤い○が修正箇所（拡大版は次頁）  図3-4-1 住宅設備・インテリア機能	2018/1/30	1
167	左下から10行目	残留塩素が給水栓において0.1 ppm以上で、微生物や	遊離残留塩素が給水栓において0.1 mg/L以上保持する、病原生物や	2018/1/30	1
173	左下から7行目	交流をインバーターによって数万Hz程度にまで周波数を上げて使用している。	交流をインバーター回路の数万Hz程度のスイッチング周波数によって出力制御して使用している。	2018/1/30	1
174	左上から4行目	主ブレーカは契約容量（30～40アンペアが主流）を超える電流が流れると作動して電流を遮断し、サブブレーカ（分岐開閉器）は分岐回路の容量（15アンペア）を超えると作動して切れる。漏電ブレーカは、短絡回路を微小電流が継続的に流れる（ショート）現象を感知すると漏電と判断し、作動して切れる。	主ブレーカ（契約主開閉器）は、その定格電流（30～50アンペアが主流）を超える電流が流れると作動して電流を遮断し、サブブレーカ（分岐開閉器）は、その定格電流（20アンペアが主流）を超えて分岐回路に電流が流れると作動して切れる。漏電ブレーカは、回路の行きの電流と戻りの電流に差が生じる地絡現象を感知すると漏電と判断し、作動して切れる。	2018/1/30	1
174	左下から5行目	その定格容量は15アンペアである。	その許容電流は約20アンペア（断面積が2mm ² の場合）である。	2018/1/30	1
174	図3-4-14（右上）	抵抗発熱 誘導発熱 誘電発熱	抵抗加熱 誘導加熱 誘電加熱	2018/1/30	1
174	右下から1行目	電気を熱に代えて利用する機器で、抵抗発熱によるものと、誘導発熱、誘電発熱、動力の熱利用によるものがある。抵抗発熱は、大きな抵抗の回路で電流が流れたときに発熱する現象で、電気炊飯器（図3-4-15）、トースター、電気ストーブ、アイロンなどが該当する。誘導発熱は渦電流による発熱、誘電発熱はマイクロ波（非常に周波数が高い電波）による発熱で、それぞれ電磁調理器、電子レンジが該当する。	電気を熱に変換して利用する機器には、抵抗加熱、誘導加熱、誘電加熱による発熱を利用するものがある。抵抗加熱は、抵抗に電流が流れた際に発生する熱を熱源とする方式で、電気炊飯器（図3-4-15）、トースター、電気ストーブ、アイロンなどが該当する。誘導加熱は渦電流による発熱、誘電加熱はマイクロ波（非常に周波数が高い電波）による発熱を利用する方式で、それぞれ電磁調理器、電子レンジが該当する。	2018/1/30	1
260	右下から4行目	①開放型流通政策、②排他型および③選択型流通政策の3 つがある。	①開放的流通政策、②排他的流通政策および③選択的流通政策の3 つがある。	2018/1/30	1

頁	行・図表番号	誤	正	正誤表発行日	適用HB
271	左上から4行目	キッチンスペシャリスト有資格者の所属先を見ると、住設メーカー、住宅メーカー、建設業、住設を含めての卸売業、設計・デザイン事務所の順になっており、職種別では、営業・販売部門、相談業務部門が多く、少し離れて設計部門、施工管理部門となっている。また、男女別では女性が約8割を占めている。	キッチンスペシャリスト有資格者は、住設メーカー、住宅メーカー、建設業、住設を含めての卸売業、設計・デザイン事務所等に所属し、職種としては、営業・販売部門、相談業務部門、設計部門、施工管理部門等で活躍している。また、男女別では女性が約8割を占めている。	2018/1/30	1
288	左下から4行目	同時給排気式の器機	同時給排気式の機器	2018/1/30	1
290	右上から9行目	・再販価格 メーカーの設定した価格を流通業者に守らせるものだが、傾向として自由化の方向にある。	・再販価格 メーカーなどが指定して流通業者・小売業者に守らせる販売価格。独禁法で原則禁止され、例外として認められている品目もあるが、傾向として自由化の方向にある。	2018/1/30	1
353	左上から18行目	表3-3-6	表2-3-6（第2章に移動）	2018/1/30	1
		図3-4-1 住宅設備・インテリア機器 注：給湯の熱源は、一館にはどれか一つを使用する。また、一部の空気弁、排水、電力線の詳細は省略している。		2018/1/30	1